

港湾審議会第 174 回計画部会資料

十勝港港湾計画書

—— 改 訂 ——

平成 12 年 11 月

十勝港港湾管理者

本計画書は、

- ・平成 3 年 10 月広尾町地方港湾審議会
- ・平成 3 年 12 月港湾審議会第 139 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 9 年 3 月広尾町地方港湾審議会

の議を経た十勝港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	水域施設計画	6
3	外郭施設計画	6
4	小型船だまり計画	7
5	マリーナ計画	9
6	臨港交通施設計画	10
IV	港湾の環境の整備及び保全	11
1	港湾環境整備施設計画	11
V	土地造成及び土地利用計画	12
VI	その他重要事項の計画	13
1	その他の港湾の開発、利用に関する重要事項	13

I 港湾計画の方針

十勝港は、北海道東部太平洋側に位置し、国内有数の食糧供給地帯である十勝地域における唯一の重要港湾である。

本港は、昭和4年より「広尾港」と称し、漁港修築事業の着手により整備が進められた。昭和26年には港湾法に基づく避難港に、昭和34年には地方港湾に指定され、十勝地域開発のための拠点としての役割を果たすこととなった。また、十勝地域の流通拠点としての役割が高まったことに伴い、昭和40年に港名を「十勝港」に改称し、昭和45年には重要港湾に指定された。

その後、昭和54年の内貿コンテナ航路、平成8年のフェリー航路といずれも関東とを結ぶ定期航路が開設されるとともに、水深12m以上の大型岸壁を有する第4ふ頭の着工など着実に港湾整備が進められ、平成11年の港湾取扱貨物量は外貿20万トン、内貿120万トン(うちフェリー40万トン)、合計140万トンに達している。

本港は、周辺の重要港湾との距離が遠いことから、国土の適正な利用と均衡ある発展のために必要であるとともに、定期内貿コンテナ船が就航する内貿ユニットロード輸送の拠点として重要な役割を担っている。

さらに、平成11年に関税法に基づく開港の指定、平成12年に無線検疫港の指定を受けたことで、今後外国貿易の増大が期待されている。

また、本港の背後圏である十勝地域は、我が国の食糧供給基地として地域で生産される農畜産物やその加工品を全国に供給しているが、現在、農業を核として地域の産業振興を図る取り組みが行われており、将来においても農業が基幹産業としての役割を担っていくことが期待されている。

このような背景から、本港を地域の基幹産業である農業を中心とした流通拠点「アグリポート・十勝港」と位置づけ、地域経済の発展に貢献

していくこととしている。

このため、農畜産業を支援するための RO/RO 船等の新規定期航路の開設や、輸入飼料原料等を扱う予定で整備中の水深 13 m 岸壁の早期供用開始などの物流機能の強化が望まれている。

このほか、市民が憩い、海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成、安全かつ健全な海洋性レクリエーション活動の場の確保、さらに本港周辺海域は地震多発地帯であることから、地域防災拠点としての役割を担うこと等、多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、平成 20 年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 十勝地域の核として、ならびに太平洋側に位置する流通拠点港として、複合一貫輸送の進展や物流需要の増大に対処するため、外内貿物流機能の強化を図る。
- 2) 本港に在籍する漁船等の小型船舶の輻輳や施設の狭隘化に対処するとともに、漁業活動の安全を確保するため小型船だまりの機能の拡充を図る。
- 3) 港湾における快適な環境の創出を図るとともに、海洋性レクリエーション需要に対応するため、親水空間の形成及び地域住民等の交流などに配慮した緑地の確保や、海洋性レクリエーション機能の導入を図る。
- 4) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域 130 ha と水域 690 ha からなる港湾空間を以下のように利用する。
 - ① 北地区は、物流関連ゾーンとする。
 - ② 南地区及び外港地区は、水産関連ゾーンとする。

- ③ 北地区北側は、緑地・レクリエーションゾーンとする。
- ④ 北地区第3ふ頭の耐震強化岸壁及び緑地等の部分は、防災拠点ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	70万トン
	内 貿	110万トン
	合 計	180万トン
入港最大標準船型		4 万D/W級

III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

北地区

既定計画を削除する。

既定計画		
水深 5.5 m	岸壁 1 バース	延長 100 m
ふ頭用地	1 ha	

また、既設のフェリーふ頭を利用転換し、RO/RO 船等対応の公共ふ頭として、以下のとおり計画する。

水深 8 m	岸壁 1 バース	延長 240 m (既設)
ふ頭用地	3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (既設)	

2 水域施設計画

2-1 泊地

既定計画を削除する。

〔	既定計画	〕
	北地区 水深 5.5 m 面積 1 ha	

3 外郭施設計画

3-1 防波堤

既定計画どおりとする。

〔	既定計画	〕
	北地区 島防波堤 延長 500 m	
	(うち 482 m 既設)	

〔 なお、中央航路の計画に伴い、外北防波堤 50 m を撤去する。 〕

4 小型船だまり計画

漁船、遊漁船、プレジャーボートの集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

4-1 北地区

北地区小型船だまり

防波堤		延長 145 m
物揚場	水深 2.5 m	延長 92 m
船揚場		延長 15 m
ふ頭用地	1 ha	

既定計画

北地区小型船だまり

防波堤		延長 60 m
物揚場	水深 4 m	延長 450 m
ふ頭用地	4 ha	

また、作業船、ポートサービス船等の係留のため、既設の公共ふ頭を利用転換し、小型船だまりとして次のとおり計画する。

第3 ふ頭船だまり

岸壁	水深 7.5 m	延長 130 m (既設)
岸壁	水深 5.5 m	延長 90 m (既設)
物揚場	水深 4 m	延長 70 m (既設)

4 - 2 南地区

漁船の利用のため、既設の公共ふ頭を利用転換し、小型船だまりとして次のとおり計画する。

南ふ頭船だまり

岸壁	水深 5.5 m	延長 230 m (既設)
----	----------	---------------

4 - 3 外港地区

外港地区船だまり

泊地	水深 2 m	面積 2 ha
(うち 1 ha 既設、1 ha 既定計画)		

東防波堤	延長 330 m (うち 290 m 既設)
------	------------------------

外南防波堤	延長 470 m
-------	----------

なお、これに伴い防波堤 50 m を撤去する。(既定計画)

既定計画	
南地区第 2 小型船だまり	
防波堤	延長 450 m (うち 340 m 既設)

5 マリーナ計画

既定計画を削除する。

既定計画

北地区

防波堤 延長 130 m

小型さん橋 2 基

物揚場 水深 3 m 延長 75 m

船揚場 延長 25 m

レクリエーション施設用地 3 ha

なお、これに伴い防波堤 60 m を撤去する。

6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道 路

既定計画どおりとする。

既定計画

臨港道路第4ふ頭2号線

起点 第4ふ頭

終点 臨港道路中央線 2車線

臨港道路二見2号線

起点 第2小型船だまり

終点 町道会所前道路 2車線

臨港道路二見3号線

起点 第2小型船だまり

終点 町道会所前道路 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

緑地については、隣接している臨海公園とも連携し、港湾に訪れる人々が集い、水と親しむ場を確保するため、北地区北側に重点的に配置する。また、港湾内就労者の休息・修景用として第3ふ頭と南地区に配置する。なお、第3ふ頭緑地については、緊急時は耐震強化岸壁と連携して緊急物資の一時保管場所等の防災拠点機能も確保する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

北地区	緑地	7 ha (うち 3 ha 工事中)
既定計画		
北地区	緑地	6 ha (うち 3 ha 工事中)

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用 途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用 地	交通機能 用 地	緑 地	合 計
北 地 区	(1) 28	51	18	(4) 7	(4) 104
南 地 区	6	10	2	1	18
外 港 地 区	4		1		4
合 計	(1) 38	61	20	(4) 7	(4) 126

注1) () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

用 途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用 地	工業用地	交通機能 用 地	緑 地	レクリエ ーション 施設用地	合 計
北 地 区	(14) 33	(16) 49	(7) 8	(1) 10	(5) 6	(2) 3	(46) 108
南 地 区	(3) 10	11		1	1		(3) 22
合 計	(17) 43	(16) 59	(7) 8	(1) 11	(5) 7	(2) 3	(49) 130

注1) () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項の計画

1 その他の港湾の開発、利用に関する重要事項

- ①北地区第3ふ頭の耐震強化岸壁(水深5.5 m、既設)及び背後の緑地等を防災拠点ゾーンに位置づけ、緊急時の輸送を支援するものとする。
- ②北地区第4ふ頭で工事中の水深13 m 岸壁は、背後地域の飼料原料需要に対応するため、穀物サイロの立地を進め、早期供用開始を目指す。